



弁護士アプリの使い方 藤野弁護士と学ぶ法律教室

③④

答え・1年以上かかる
と覚悟してください。

形成できない場合、たと
え他の大多数の相続人と
の間で合意が形成でき

2・調停の流れ
調停は話し合いの場

す。とはいえ、相続人全

員が一堂に会して協議す
るわけではありません。

3・調停の時間
このように、調停は、

調停委員が各グループの
意見を聞きながら進めて

いきます。通常、一回の調
停にあてられる時間は長

くとも半日です。各グル
ープに約30分ずつ調停委

員と話す時間が与えられ
ますので、午前中の2時

1・調停が必要か
遺産分割が必要になっ

た場合、前回述べました
とおり、裁判所を使わず

3・調停の時間
このように、調停は、

調停委員が各グループの

意見を聞きながら進めて

いきます。通常、一回の調
停にあてられる時間は長

くとも半日です。各グル
ープに約30分ずつ調停委

員と話す時間が与えられ
ますので、午前中の2時

間であれば、調停委員は
計1時間です。グループ

が3組以上になると、さ
たがって、原則として普

た場合、前回述べました
とおり、裁判所を使わず

3・調停の時間
このように、調停は、

調停委員が各グループの

意見を聞きながら進めて

いきます。通常、一回の調
停にあてられる時間は長

くとも半日です。各グル
ープに約30分ずつ調停委

員と話す時間が与えられ
ますので、午前中の2時

間であれば、調停委員は
計1時間です。グループ

が3組以上になると、さ
たがって、原則として普

通預金は遺産分割調停の
対象にはなりません。た

た場合、前回述べました
とおり、裁判所を使わず

3・調停の時間
このように、調停は、

調停委員が各グループの

意見を聞きながら進めて

いきます。通常、一回の調
停にあてられる時間は長

くとも半日です。各グル
ープに約30分ずつ調停委

員と話す時間が与えられ
ますので、午前中の2時

間であれば、調停委員は
計1時間です。グループ

が3組以上になると、さ
たがって、原則として普

通預金は遺産分割調停の
対象にはなりません。た

た場合、前回述べました
とおり、裁判所を使わず

3・調停の時間
このように、調停は、

調停委員が各グループの

意見を聞きながら進めて

いきます。通常、一回の調
停にあてられる時間は長

くとも半日です。各グル
ープに約30分ずつ調停委

員と話す時間が与えられ
ますので、午前中の2時

間であれば、調停委員は
計1時間です。グループ

が3組以上になると、さ
たがって、原則として普

通預金は遺産分割調停の
対象にはなりません。た

た場合、前回述べました
とおり、裁判所を使わず

3・調停の時間
このように、調停は、

調停委員が各グループの

意見を聞きながら進めて

いきます。通常、一回の調
停にあてられる時間は長

くとも半日です。各グル
ープに約30分ずつ調停委

員と話す時間が与えられ
ますので、午前中の2時

間であれば、調停委員は
計1時間です。グループ

が3組以上になると、さ
たがって、原則として普

通預金は遺産分割調停の
対象にはなりません。た

遺産分割調停にかかる時間

も、前提として確認すべ
き点が多々あります。

5・理解の難しさ
こうした段階を踏んで

うに時間がかかるのかと
いうと、あっといいう間に

1年くらいは経過しま
す。このように時間がか

た場合、前回述べました
とおり、裁判所を使わず

3・調停の時間
このように、調停は、

調停委員が各グループの

意見を聞きながら進めて

いきます。通常、一回の調
停にあてられる時間は長

くとも半日です。各グル
ープに約30分ずつ調停委

員と話す時間が与えられ
ますので、午前中の2時

間であれば、調停委員は
計1時間です。グループ

が3組以上になると、さ
たがって、原則として普

通預金は遺産分割調停の
対象にはなりません。た

た場合、前回述べました
とおり、裁判所を使わず

3・調停の時間
このように、調停は、

調停委員が各グループの

意見を聞きながら進めて

いきます。通常、一回の調
停にあてられる時間は長

くとも半日です。各グル
ープに約30分ずつ調停委

員と話す時間が与えられ
ますので、午前中の2時

間であれば、調停委員は
計1時間です。グループ

が3組以上になると、さ
たがって、原則として普

通預金は遺産分割調停の
対象にはなりません。た

た場合、前回述べました
とおり、裁判所を使わず

3・調停の時間
このように、調停は、

調停委員が各グループの

意見を聞きながら進めて

いきます。通常、一回の調
停にあてられる時間は長

くとも半日です。各グル
ープに約30分ずつ調停委

員と話す時間が与えられ
ますので、午前中の2時

間であれば、調停委員は
計1時間です。グループ

が3組以上になると、さ
たがって、原則として普

通預金は遺産分割調停の
対象にはなりません。た

た場合、前回述べました
とおり、裁判所を使わず

3・調停の時間
このように、調停は、

調停委員が各グループの

意見を聞きながら進めて

いきます。通常、一回の調
停にあてられる時間は長

くとも半日です。各グル
ープに約30分ずつ調停委

員と話す時間が与えられ
ますので、午前中の2時

間であれば、調停委員は
計1時間です。グループ

が3組以上になると、さ
たがって、原則として普

通預金は遺産分割調停の
対象にはなりません。た

た場合、前回述べました
とおり、裁判所を使わず

3・調停の時間
このように、調停は、

調停委員が各グループの

意見を聞きながら進めて

いきます。通常、一回の調
停にあてられる時間は長

くとも半日です。各グル
ープに約30分ずつ調停委

員と話す時間が与えられ
ますので、午前中の2時

間であれば、調停委員は
計1時間です。グループ

が3組以上になると、さ
たがって、原則として普

通預金は遺産分割調停の
対象にはなりません。た

た場合、前回述べました
とおり、裁判所を使わず

3・調停の時間
このように、調停は、

調停委員が各グループの

意見を聞きながら進めて

いきます。通常、一回の調
停にあてられる時間は長

くとも半日です。各グル
ープに約30分ずつ調停委

員と話す時間が与えられ
ますので、午前中の2時

間であれば、調停委員は
計1時間です。グループ

が3組以上になると、さ
たがって、原則として普

通預金は遺産分割調停の
対象にはなりません。た

◆お知らせ 本コラム読者の方は、初回の法律相
談を無料とさせていただきます。

藤野恵介(ふじの・けいすけ)弁護士(大阪弁
護士会所属、38歳、梅田法律・会計事務所)大阪
市北区梅田1-2-21000号、電話06-6
345-1618、http://uneda-law.jp

主な役職は、大弁遺言相続委員会委員、専
門法律相談担当者(一般・遺言相続、家事、債務
整理▽交通▽労働)。ピラティス受講。